

## 職員の働き方改革に向けた取組みの推進について

### 目指すべき方向性

- ◆ 生産性の高い組織を構築し、質の高い行政サービスを継続的に提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスがとれ健康で豊かな人生を送り、やりがいや充実感を持って働く
- ◆ 将来を担う若者が福岡市役所で働きたいと望む

### 実現するための今後の取組み事項

#### 時間外勤務の上限規制（令和元年 10 月施行）

- ❖ 職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの更なる充実などを図るため、国・民間企業等と同様に時間外勤務の上限規制を導入（令和元年 9 月 27 日付総務企画局長通知）

### 具体的な取組み例

#### ❖ 効率的な事務の執行

- ・ 民間の専門的技術や AI・RPA 等の先進技術の活用
- ・ 必要性の薄れた事務の廃止・再検証による簡素化・効率化
- ・ 内部資料の簡略化・省力化による削減（既存資料の活用，データや情報の厳選収集 等）
- ・ 明確かつ具体的な業務命令により手戻りゼロに
- ・ 業務分担の平準化や応援体制の構築

#### ❖ 職員の意識改革と職場環境の整備

- ・ 定時退庁日の徹底
- ・ 1 日 30 分程度の上司への相談タイムの設定
- ・ 会議のルール化（16 時 30 分以降原則禁止，事前資料配付や終了予定時刻の設定等の効率化による時間短縮 等）
- ・ 資料の整理整頓と共有化

#### ❖ 勤務時間の適正管理

- ・ 時間外勤務を命じていない職員への退庁命令の徹底
- ・ 勤務時間終了間際の新たな業務命令は緊急時以外厳禁
- ・ 時間外勤務の事前命令と事後確認の徹底（タイムカードとの照合）

#### 年次有給休暇の取得促進

- ❖ ワーク・ライフ・バランスとメリハリのある働き方を推進するため、年末年始を集中取得期間として、積極的な取得を勧奨（令和元年 10 月 21 日付副市長通知）